

議案第 81 号
財産（救急自動車）の取得について

資料 2 契約方法の変更について

1 変更した理由について

救急自動車及び高度救命処置用資機材については、これまで受注機会の拡大と競争原理による価格低減を目的に、車両本体と積載する資機材を分割して発注してきましたが、近年の市場環境の変化により資機材の入札において 2 箇年続けて応札 1 者の状況が続いており、競争原理が機能していませんでした。

また、救急自動車は特殊な架装や高度救命処置用資機材の搭載調整を要する特殊車両であり、車両と資機材が密接に関連しているため、分離発注では責任の所在が不明瞭となるケースや、一方の受注者が指名停止等で納入できなくなった場合、もう一方の契約にも影響が及ぶといったデメリットを含んでいます。

以上のことから、今年度より車両及び資機材を一括して発注することといたしました。

2 契約方式ごとの特徴について

【分離契約】

- (1) 契約案件が 2 つに分かれることで、受注機会の拡大と競争原理による価格低減が見込める。
- (2) 車両と資機材が密接に関連しているため、責任の所在が不明瞭となるケースがある。
- (3) 一方の契約が指名停止などの理由で納入ができなくなった場合、もう一方の契約に影響が出る可能性がある。

【一括契約】

- (1) 契約範囲が大きくなるため、対応できる事業者が限定され、参入業者が減少する可能性がある。
- (2) 一元管理により責任の所在が明確になる。
- (3) 車両と資機材の納入時期のずれが解消され、運用開始までの期間を短縮できる。